

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年八月七日

人事院総裁 川 本 裕 子

人事院規則九―一二三―四七

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（国の行政機関の内部部局） 第二条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に	（国の行政機関の内部部局） 第二条 給与法第十条の三第一項第一号の人事院規則で定める国の行政機関の内部部局は、次に

掲げる組織とする。

一〇十二（略）

十三 金融庁の内部部局（金融国際審議官及び

次長を含む。）

十四〇四十七（略）

掲げる組織とする。

一〇十二（略）

十三 金融庁の内部部局（金融国際審議官を

含む。）

十四〇四十七（略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。